

地域連携診療計画（脳卒中）に係わる情報交換会 会則

（名称）

この会は、「静岡県西部広域脳卒中地域連携パス運用検討会」と称し、「西部部会」と「中東遠部会」から構成される。

（目的）

この会は、東海北陸厚生局に「地域連携診療計画加算」の施設基準を届出した保険医療機関が、静岡県西部広域脳卒中地域連携パスの運用にかかわる情報交換、診療情報の共有、評価、見直し等をおこなうことを目的とし、年3回以上の開催をする。

（事業）

この会は前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1） 脳卒中地域連携パスの運用に係わる情報交換
- （2） 脳卒中地域連携パスの作成及び改訂
- （3） 脳卒中地域連携パスの実践・統計・調査・研究など
- （4） その他

（参加施設、参加者）

この会の参加施設は、脳卒中の地域連携診療計画施設基準の届出をした保険医療機関とする。但し、本会の目的に賛同する保険医療機関又は介護サービス事業者等のオブザーバ参加は可とする。参加するものの職種、人数は問わない。

（事務局）

事務局は、浜松医科大学附属病院に置く。

（開催）

この会は、事務局より、各部会が任を受け、開催・招集は次の通りとする。事務局はその任の補佐をする。

- （1） 開催は年3回とする。（原則、6月、10月、2月の第1金曜日）
- （2） 「西部部会」は、聖隷浜松病院、「中東遠部会」は磐田市立総合病院、中東遠総合医療センターが共催する。
- （3） 審議事項は、事務局でとりまとめ、各部会共通のものとする。この会の議事録・参加者名簿等は、各部会が作成する。各部会の議事録・参加者名簿等は、すみやかに事務局に提出し、事務局より、全ての参画機関に配布する
- （4） 「西部部会」「中東遠部会」の合同会議は適宜開催する。合同会議は、電子会議等も可とする。

（合同会議）

合同会議は、地域連携パスの作成・改訂や統計・調査等を審議・実践する。その参加施設は、急性期・回復期を担う病院と、参加を希望するその他医療機関とする。また各施設の参加者は、医師・看護師、MSW、事務等を含めるものが望ましい。合同会議の議事録、参加者名簿等は、事務局が作成し、すみやかに全ての参画機関に配布する。

（合同会議の決定権）

合同会議での決定は、参加施設の半数以上の賛同により決す。

(簿冊など)

この会、及び合同会議は次の簿冊を置き、管理・保管は事務局が行う。

- (1) 脳卒中の地域連携診療計画に係わる情報交換の会合についてのこの覚書
- (2) 議事要旨
- (3) 参加者名簿
- (4) 「静岡県西部広域脳卒中地域連携パス」の運用に関わる原本の1式。
- (5) そのほか必要となる簿冊など

(参画施設の施設基準の届出、変更、取り下げなど)

新規参画、取り下げ等、施設数の増減に係わる場合、全ての参画病院と新規届出の診療所等の届出が必要(東海北陸厚生局確認済)。別添2及び様式12以外の付随(添付)資料は事務局が一元管理をおこなう、事務局から参画医療機関に届出の指示を行う。届出内容変更の場合、該当医療機関のみで届出をおこなう。

※H24.9.28 脳卒中地域ネットワークを考える会・世話人会 作成。同日運用検討会報告

※H26.9.18 脳卒中地域ネットワークを考える会・世話人会 改訂。同日運用検討会報告

※H27.10.9 脳卒中地域ネットワークを考える会・世話人会 改訂。同日運用検討会報告

※H28.10.7 脳卒中地域ネットワークを考える会・世話人会 改訂。同日運用検討会報告